



岡労発基0703第3号  
令和2年7月3日

岡山地方最低賃金審議会  
会長 西田 和弘 殿

岡山労働局長  
内田 敏之



岡山県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岡山県最低賃金（昭和55年岡山労働基準局最低賃金公示第2号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。